

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）（化粧品製造職種）について

令和元年11月
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

1 改正の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）は、別表第1において技能実習評価試験を、別表第2において第2号技能実習及び第3号技能実習を行うことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）を掲げているところ、今般、化粧品製造職種及び仕上工程管理作業に係る技能実習評価試験を追加し、移行対象職種・作業として化粧品製造職種及び仕上工程管理作業を追加するもの。

2 改正の内容

化粧品製造職種に関し、規則別表の該当部分にそれぞれ次のように追加する。

【別表第1】（技能実習評価試験）

6 その他

職種	作業	試験	試験実施者
化粧品製造	仕上工程管理作業	化粧品製造技能実習評価試験	日本化粧品工業連合会

【別表第2】（移行対象職種・作業）

7 その他

職種	作業
化粧品製造	仕上工程管理作業

3 根拠条文

法第8条第2項第6号及び法第9条第2号（法第11条第2項において準用する場合を含む。）

4 施行期日等

公布日：令和2年1月頃（予定）

施行期日：公布の日